

各制度の概要 (住宅改修事業)

介護保険

要支援1・2、要介護1～5の方 福祉用具貸与・購入、住宅改修

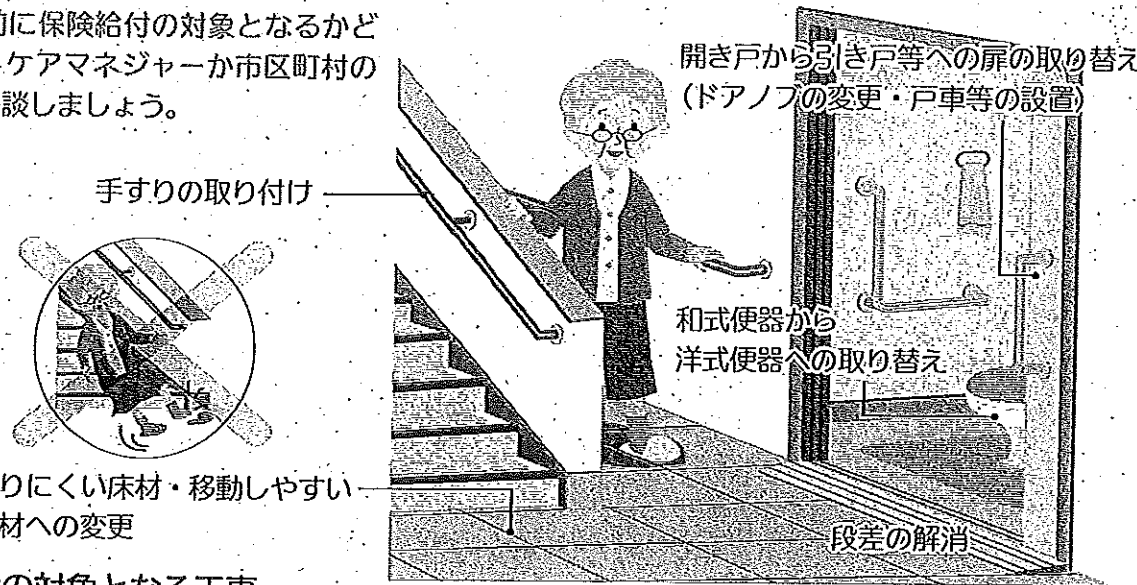
住宅を改修する

※事前の申請をせずに工事をした場合は支給の対象となりませんので、ご注意ください。

住宅改修 (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく20万円を上限に、利用者負担分を除いた金額が住宅改修費として支給されます。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消 (付帯する工事として転落防止柵の設置)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

利用限度額 / 20万円まで (原則1回限り)
 ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
 ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。
 ※本人や家族などがリフォームを行ったときには、材料の購入費が対象となります。

市の施策

高齢者福祉サービス

住宅支援

自立支援住宅改修費給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

【対象者】 65歳以上で介護保険認定で非該当と認定され、サービスが必要と認められる方

【内容】 高齢者の転倒防止等のために、手すりの取付けや段差解消等の改修の費用を助成します。
 ※助成限度額があります。

改修の種類

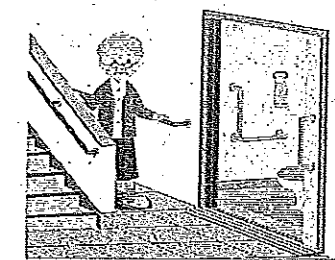
- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これら各工事に伴う必要な工事

※承認前に工事をした場合は給付対象になりませんので、ご注意ください。

【利用者負担額】 所得に応じた利用者負担があります。
 ※1世帯あたり住宅改修費助成限度額 200,000 円 (消費税を含む)

利用者の収入状況	負担率
生活保護世帯等	0パーセント
その他の世帯	10パーセント

- 助成限度額 (実所要額が下回る場合はその額) に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- 助成限度額を超える額については、利用者負担とします。



高齢者住宅改造費給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

【対象者】 65歳以上で介護保険認定で要支援または要介護と認定され、もしくは事業対象者でサービスが必要と認められる方

【内容】 介護保険で対象にならない必要と認められる改造の費用を助成します。

改造の種類

- ①浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事
 ※ユニットバス・システムバスは要相談。
- ②流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事

※承認前に工事をした場合は給付対象になりませんので、ご注意ください。

【利用者負担額】 所得に応じた利用者負担があります。
 ●改造の種類 1 件あたりの基準単価と利用者負担額

浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円
流し・洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	156,000円

利用者の収入状況	負担率
生活保護世帯等	0パーセント
その他の世帯	10パーセント

- 基準単価 (実所要額が下回る場合はその額) に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
- 基準単価を超える額については、利用者負担とします。